

議案第28号

東広島市重要文化財の指定について

東広島市文化財保護条例（平成19年東広島市条例第9号）第4条第1項第1号の規定により、東広島市重要文化財に指定することについて、次のとおり提案する。

平成29年9月28日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市文化財保護審議会から、指定が妥当との答申を受けた物件について、東広島市重要文化財に指定するため、この議案を提出するものである。

2 指定する文化財

種 類	東広島市重要文化財
名 称	並瀧寺本堂 附、本堂内厨子、金毘羅社、楼門、棟札2枚
員 数	1棟
内 容	桁行三間、梁間三間、寄棟造、向拝一間、背面一部突出、茅葺 本堂内厨子：桁行一間、梁間一間、入母屋造、妻入、軒唐破風付、こけら葺 金毘羅社：一間社流造、茅葺 楼門：一間楼門、寄棟造、茅葺 棟札：2枚
年 代	明和8（1771）年、金毘羅社：寛政10（1798）年、楼門：18世紀中後期
所 在 の 場 所	東広島市志和町志和東3439番地
所 有 者 の 住 所	東広島市志和町志和東3439番地
所 有 者	宗教法人並瀧寺 代表役員三上龍祥

種	類	東広島市重要文化財
名	称	並瀧寺庫裏 附、鐘楼、仁王門、棟札 2 枚
員	数	1 棟
内	容	桁行十間、梁間六間、寄棟造、茅葺（鉄板覆い） 鐘楼：桁行一間、梁間一間、入母屋造、楼造、棧瓦葺 仁王門：八脚門、切妻造、棧瓦造 棟札：2 枚
年	代	寛政9（1797）年、鐘楼：文化元（1804）年
所	在 の 場 所	東広島市志和町志和東3439番地
所	有 者 の 住 所	東広島市志和町志和東3439番地
所	有 者	宗教法人並瀧寺 代表役員三上龍祥

3 指定する期日

平成29年9月28日

4 根拠規定

東広島市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ要件を満たす文化財を東広島市文化財に指定（一略一）又は選定（一略一）（一略一）することができる。

- (1) 東広島市重要文化財（一略一） 市内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により指定された重要文化財又は県条例第3条第1項の規定により指定された県重要文化財を除く。）のうち市にとって重要なもの

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一略一）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略一）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

- (1)～(9) 一略一

- (10) 文化財の指定又は選定及びその解除を行うこと。

- (11)～(12) 一略一

東広島市指定調書

- 【 名 称 】 並瀧寺本堂 附、本堂内厨子、金毘羅社、楼門、棟札2枚
- 【 種 別 】 建造物
- 【 員 数 】 1棟
- 【 所 在 地 】 東広島市志和町志和東
- 【 所 有 者 】 並瀧寺
- 【 指 定 年 月 日 】
- 【 内 容 】 桁行三間、梁間三間、寄棟造、向拝一間、背面一部突出、茅葺
本堂内厨子：桁行一間、梁間一間、入母屋造、妻入、軒唐破風付、こけら葺
金毘羅社：一間社流造、茅葺
楼門：一間楼門、寄棟造、茅葺
棟札：2枚
- 【 年 代 】 明和8(1771)年 金毘羅社：寛政10(1798)年、楼門：18世紀中後期
- 【 解 説 】 並瀧寺本堂は棟札写によって明和8年の再建であることが知られる。内部の厨子も明和8年の棟札を有する。現在の本堂は方三間堂であるが、明和6年の再建入用材木の伐採の申請書には「本堂壺宇 但三間四方、茅葺、先年之通」と記されており、宝暦7年に台風で倒壊した旧本堂も方三間の規模であったことがわかる。即ち、現在の本堂は大永5年焼失後の再建時の規模を踏襲していることになる。
- 本堂の平面は、前方一間通りを外陣とし、後方二間を内陣としており、内陣と外陣からなる密教本堂の形式である。内陣には来迎壁を設けて須弥壇を置き、大きな厨子を安置している。本堂の正面には向拝を設け、また背面の軒下には突出部を設けて物置としている。屋根は重厚な茅葺、建築様式は唐様を主体としており、唐様仏殿とも言えよう。
- 本堂の側柱は粽を付けた丸柱とし、頭貫は虹梁形にして唐様の木鼻と台輪を付ける。組物は正面を出三斗、側面を平三斗とし、中備は正面中央間を本蟬股、その他を蓑束とする。軒は二軒平行繁垂木である。向拝は連三斗を用い、水引虹梁の木鼻は獏の丸彫、中備は絵様股とする。また、向拝には雲龍の籠彫の手挟を付ける。向拝柱には石製の礎盤を用いている。建具は正面中央間を蓐、正面両脇間と側面前方間を舞良戸、同中央間を板戸とする。建具も当初材である。
- 本堂内部は、内外陣境の柱と来迎柱との間に大虹梁を架け、大虹梁上に大瓶束を立て、内外陣柱と大瓶束を頭貫と台輪で繋いで唐様の出組を置き、中央の一間四方の鏡天井を支える。鏡天井の四周は内陣と外陣を一体とした化粧屋根裏が巡る。内外陣境の柱上の組物には側柱に向けて桁行、梁行ともに海老虹梁を架ける。
- 附（ついたり）の本堂内厨子は、明和8年の「奉再建立本尊御厨子一組」の棟札があり、本堂と同時の造立であることが知られる。また、別の板札に「御厨子 細工人、大坂北御堂前、宮屋九郎兵衛、明和八辛卯

歳六月吉日」とあり、この厨子を大坂の職人が造ったことが判る。広島県では18世紀以後、寺院の厨子の多くを大坂から買い求めており、本例もその一つである。桁行一間、梁間一間、入母屋造、妻入、軒唐破風付、柿葺であり、細部意匠は唐様を用いている。組物は尾垂木を入れた二手先を詰組にし、さらに間に本臺股を入れる。

附（ついたり）の金毘羅社は、一間社流造、茅葺の小祠であって、総角柱で組物を用いない簡素な建物である。庇の頭貫を虹梁形として木鼻を付けているが、組物を入れられないために頭貫に直接桁を乗せる変則的な手法となる。身舎と庇の間には海老虹梁を渡す。建立年代は、棟札により寛政10(1798)年であることが知られる。庇の床板や身舎の壁板を取り替えられてはいるが、そのほかの保存状態は良い。

附（ついたり）の楼門は、下層を白漆喰で塗籠める、所謂龍宮造である。上層は桁行三間、梁間二間とし、寄棟造、茅葺の屋根を乗せる。寄棟造の楼門は珍しい。上層は台輪を置き、組物を平三斗とする。建立当初から龍宮造であったかは不明であって、通常の三間一戸楼門であった可能性がある。建立年代は、様式上18世紀中期から後期にかけてと考えられる。

附の棟札は、本堂内厨子明和8(1771)年のものと、金毘羅社寛政10(1798)年のものである。

【 所 見 】 本堂は、茅葺屋根の傷みが甚だしいが、その他の保存状態は良好であり、内外陣境の結界を撤去したこと、廻縁の縁板を取り替えたことを除けば、建立当初のまま完存している。

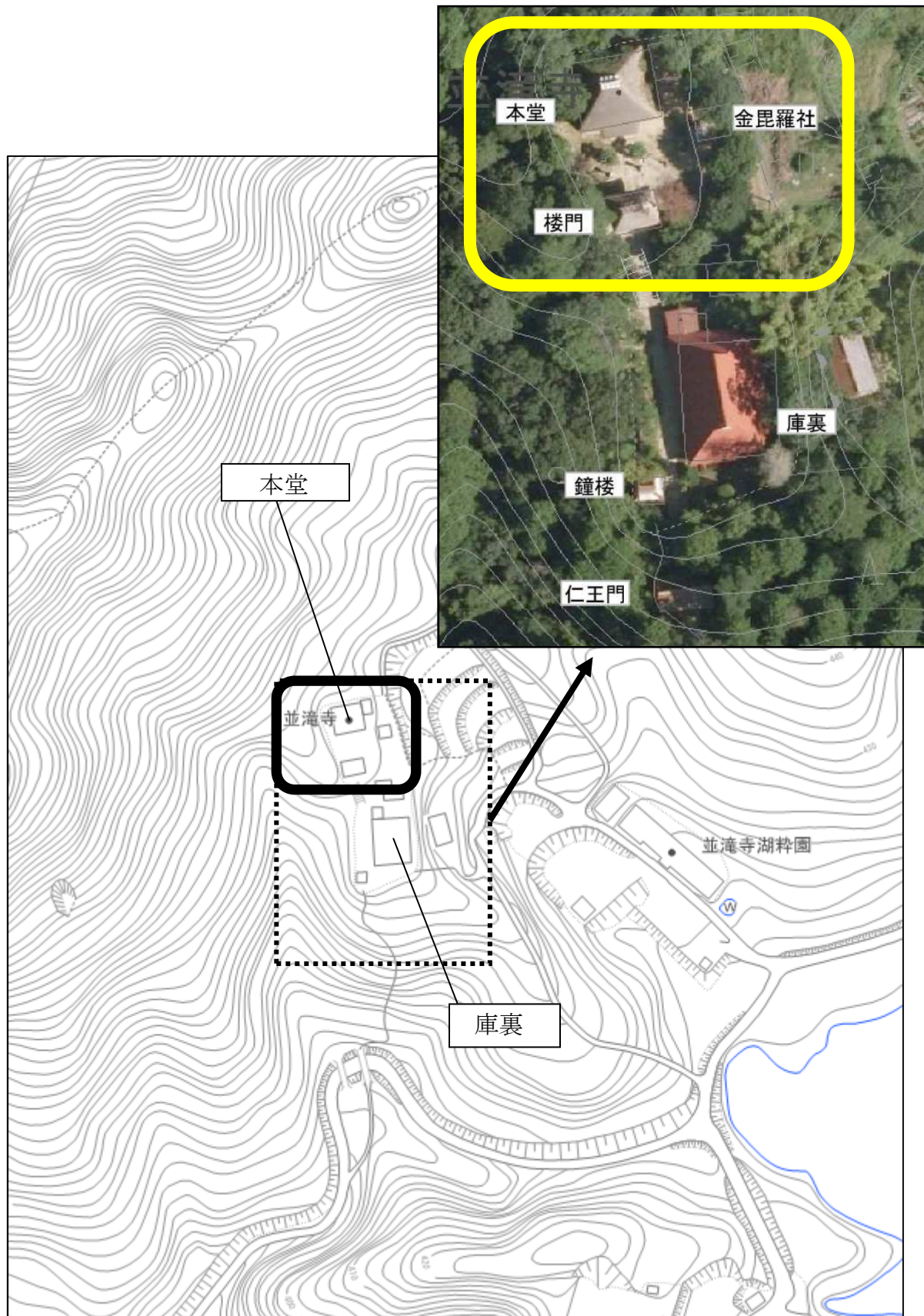
並瀧寺本堂は、唐様を主体とした密教本堂の例であって架構等の意匠に優れている。改造等も少なく、屋根以外の保存状態も良く、東広島市を代表する古建築の一つである。よって本件は東広島市指定文化財として保護、保存することが適当と考えられる。

また、本堂内厨子は、本堂と同時の造立であるとともに、本堂の構成上欠くことのできない建築物である。また、金毘羅社と楼門は、本堂建立後間もなくの建造物であるとともに、寺観を形成する上で重要な構成要素である。よって、本堂内厨子、金毘羅社、楼門、棟札2枚の5件を附指定として、保護、保存することが適当と考えられる。

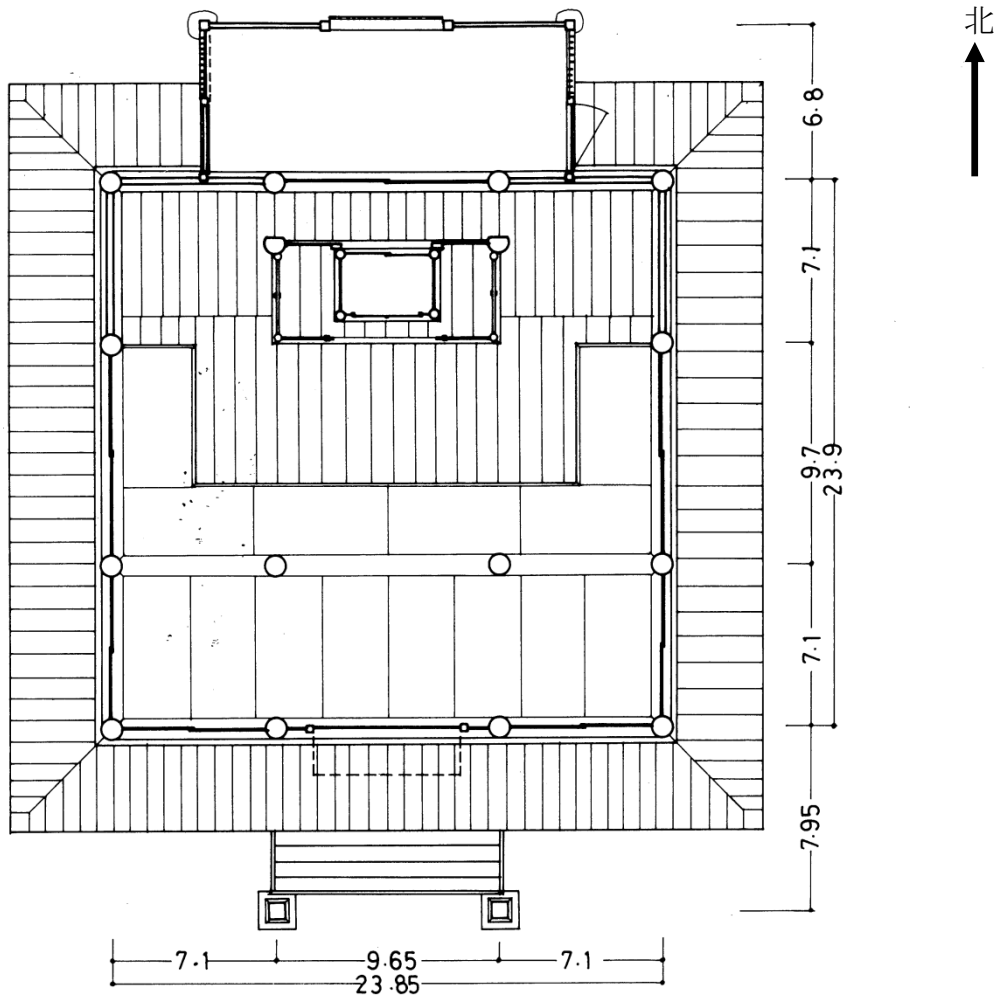
(作成者：三浦 正幸)



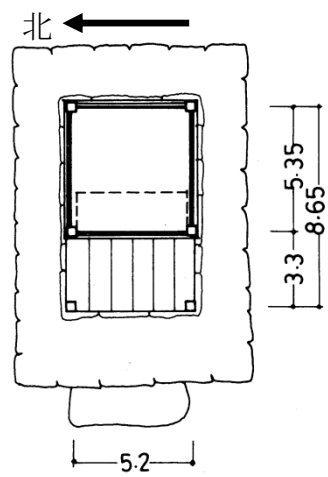
並瀧寺位置図① (1 : 25,000)



並瀧寺位置図② (1 : 2,500)



第1図 並滝寺本堂 平面図 1/100 寸法単位：寸



第2図 金毘羅社 1/100 寸法単位：寸



並瀧寺 本堂



並瀧寺 楼門



並瀧寺本堂（天井絵・龍）



並瀧寺 本堂内厨子



並瀧寺 金毘羅社



本堂内厨子 棟札



金毘羅社 棟札

東広島市指定調書

- 【 名 称 】 並瀧寺庫裏 附、鐘楼、仁王門、棟札 2 枚
- 【 種 別 】 建造物
- 【 員 数 】 1 棟
- 【 所 在 地 】 東広島市志和町志和東
- 【 所 有 者 】 並瀧寺
- 【 指 定 年 月 日 】
- 【 内 容 】 桁行 10 間、梁間 6 間、寄棟造、茅葺（鉄板覆い）
鐘楼：桁行一間、梁間一間、入母屋造、楼造、棧瓦葺
仁王門：八脚門、切妻造、棧瓦葺
棟札：2 枚
- 【 年 代 】 寛政 9(1797)年 鐘楼：文化元(1804)年
- 【 解 説 】 並瀧寺庫裏は、現存している棟札と、建築様式から寛政 9(1797)年の
建立としてよい。
上屋梁は 3 間半で、前に 1 間、後ろに 1 間半の下屋を付す。屋根は茅
葺の寄棟造で、上屋と下屋を一体に葺き、茅葺の上を波トタンで覆っ
ている。
一般的な農家と異なり上手と下手が逆転しているため、土間側を下手、
座敷側を上手として概説する。平面は、表側上手より座敷（8 畳）、仏間
（8 畳）、玄関（8 畳）、板之間（4 畳）、土間と並び、奥側上手より虎之
間（7 畳）、地蔵殿（6 畳）、6 畳の部屋、台所（8 畳）と並び、地蔵殿の
奥側に居間（6 畳）、6 畳の部屋の奥側に 6 畳の部屋、台所の奥側に小作
人部屋（4 畳）、板之間の正面に書生部屋（2 畳）がある。整形間取とす
る。庫裏であるため、仏堂内陣に相当する地蔵殿と、その前方に礼拝の
場である仏間が存在する点で一般的な農家と異なる。上手に縁側があり、
玄関の正面に式台がある。縁側の表側に戸袋の痕跡が確認でき、雨戸が
建っていたことが知られる。
座敷には床の間があり、その後壁は二重となる。仏間及び玄関の表側
の鴨居は 3 本溝で、当初材の障子と舞良戸が建つ。虎之間の奥側には床
の間（室床）があり、床框には螺鈿を施す。座敷及び虎之間の柱や内法
長押には面皮材が用いられ、数寄屋造とする。
地蔵殿は小組格天井、仏間は格天井、板之間は根太天井である。座敷、
虎之間、玄関は板幅の狭い竿縁天井で、地蔵殿正面の内法長押及び鴨居
とともに明治頃に改造されたと考えられる。また、昭和に土間廻りを半
間増築し、縁側を改造したと考えられる。土間には現在も使用されてい
る竈がある。
差鴨居の成は玄関・6 畳の部屋境 1 尺 3 寸、台所・小作人部屋境 1 尺 3
寸 1 分と大きく、大黒柱は 6 寸 5 分に 6 寸 4 分である。内法高は 5 尺 7
寸 2 分とし、畳寸法は 6 尺 8 分に 3 尺 4 分である。
附（つきたり）の鐘楼は、所謂「龍宮造」であって、下層を白漆喰で

塗籠める。上層は方1間とし、華頭窓を開き、平三斗（隅は出三斗）を詰組とする。下層の漆喰塗は当初からのものであるかどうかは不明であって、袴腰であった可能性もある。建立年代は棟札により文化元年であることが知れる。

附（つげたり）の仁王門は、仁王像を後間に安置する形式である。建立年代は不詳であるが、十八世紀末から十九世紀初期にかけて再建されたと考えられる。明治頃に何らかの原因で大破したらしく、前半分の横架材をほとんど取り替えている。その部分はそれまでの頭貫と台輪を撤去し、虹梁と取り替えている。また、妻の造りが不自然であり、屋根も形式の変更を受けているらしい。

附の棟札は、庫裏寛政9(1797)年のものと、鐘楼文化元(1804)年のものである。

【 所 見 】

大規模な住宅であり、東広島市内に残る庫裏としては最古に属する。土間廻りは改造されているものの保存状況は比較的良好である。住宅建築として東広島市を代表する古建築の一つであり、本件は東広島市指定文化財として保護、保存することが適当と考えられる。

また、鐘楼は、建築年代が明らかで庫裏建立後間もない建造物である。

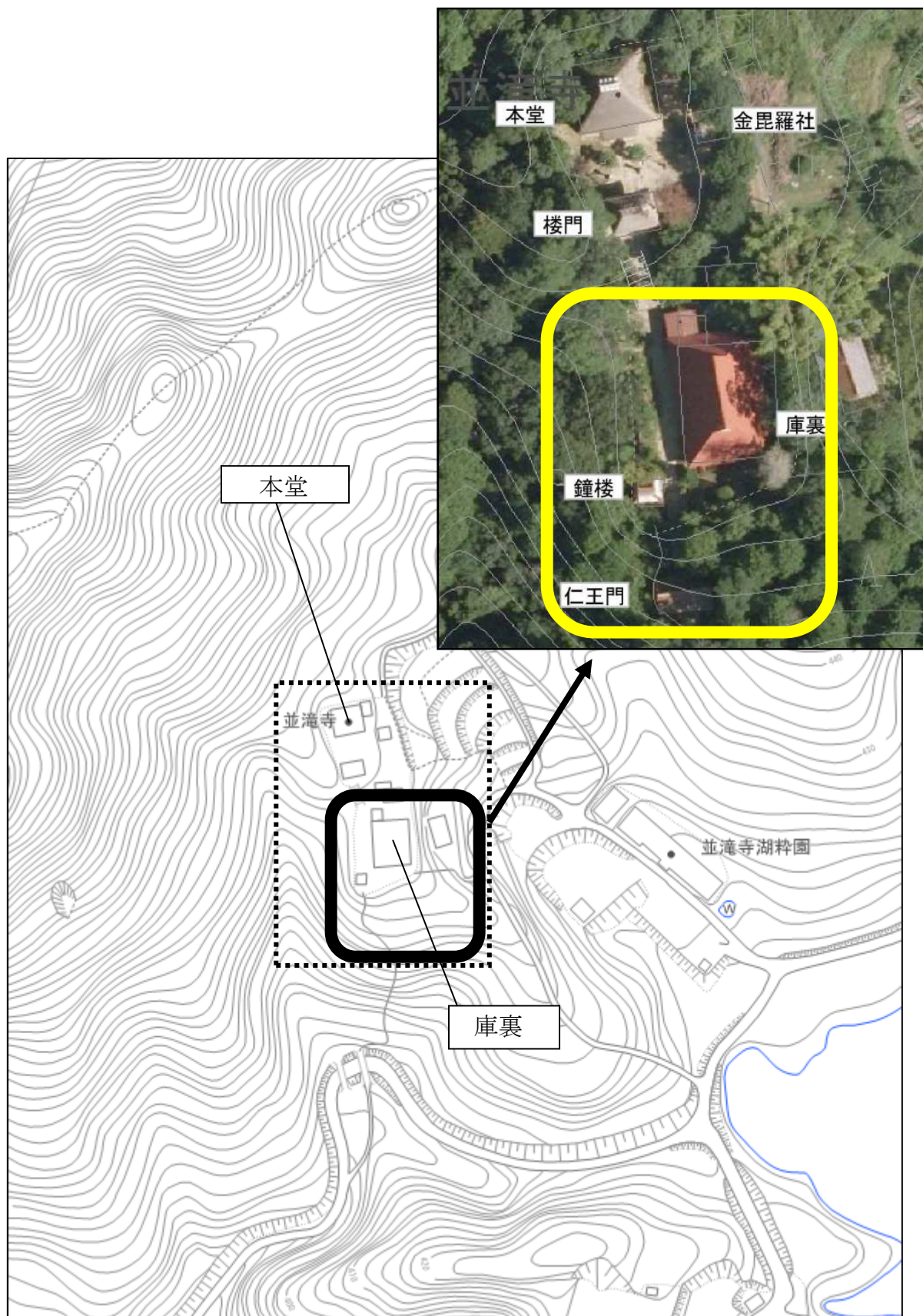
さらに、仁王門は、建立年代はそう古くはないが、前述の鐘楼とともに、現在の整った寺観を構成する上で重要な建築と言えよう。

よって、鐘楼、仁王門、棟札2枚の4件を附指定として、保護、保存することが適当と考えられる。

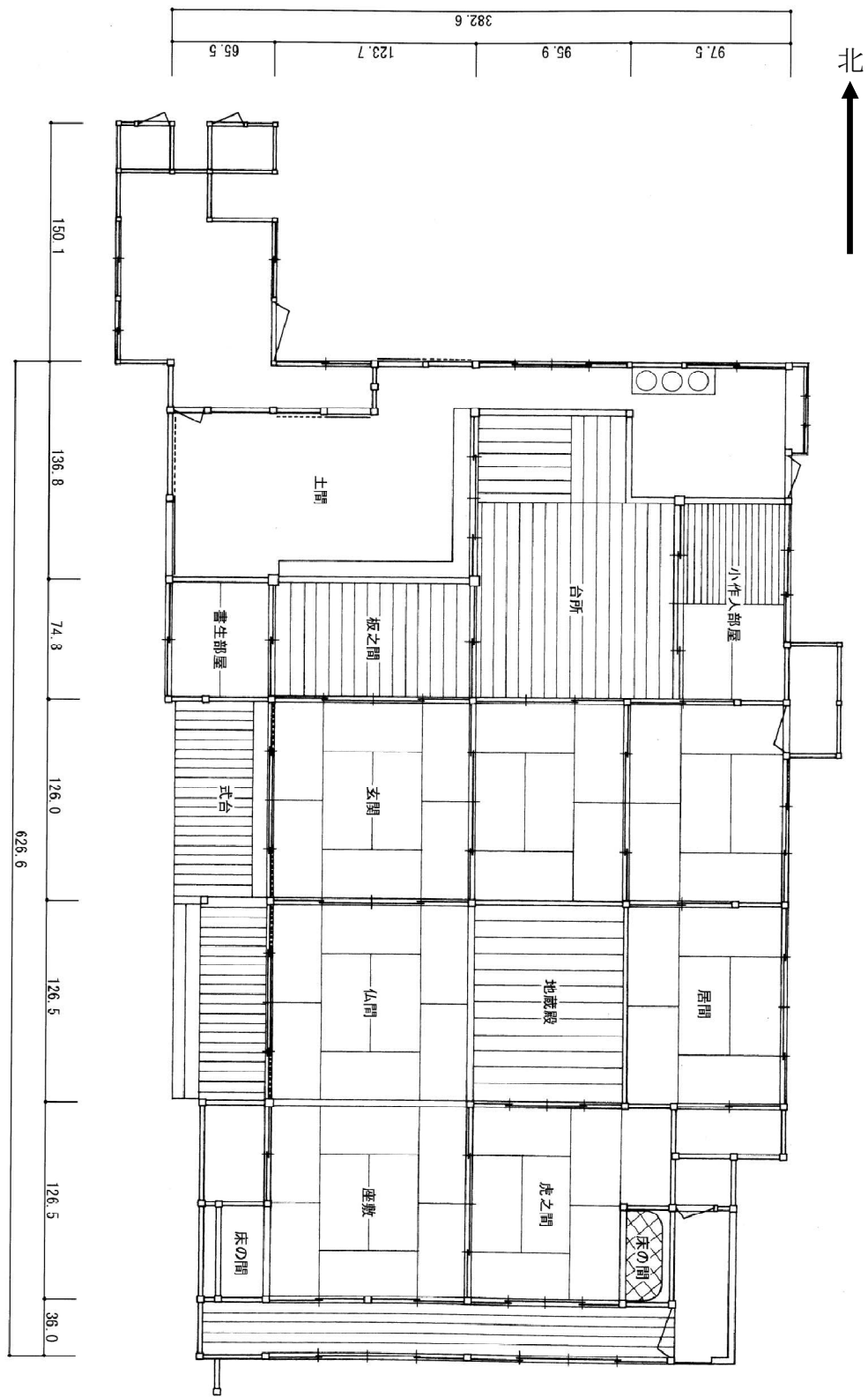
(作成者：三浦 正幸)



並瀧寺位置図① (1 : 25,000)

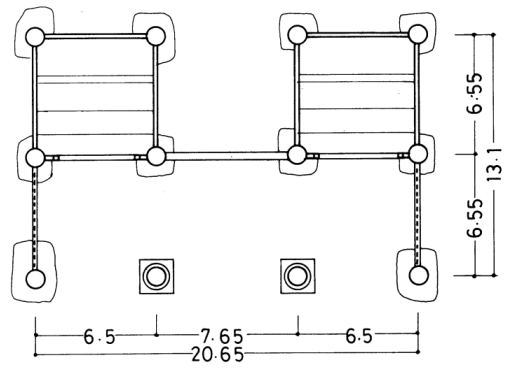


並瀧寺位置図② (1 : 2,500)



第1図 並滝寺庫裏 平面図

1/100 を 80%縮小 寸法単位：寸



第2図 仁王門 平面図

1/100 を 80%縮小 寸法単位：寸



並瀧寺 庫裏



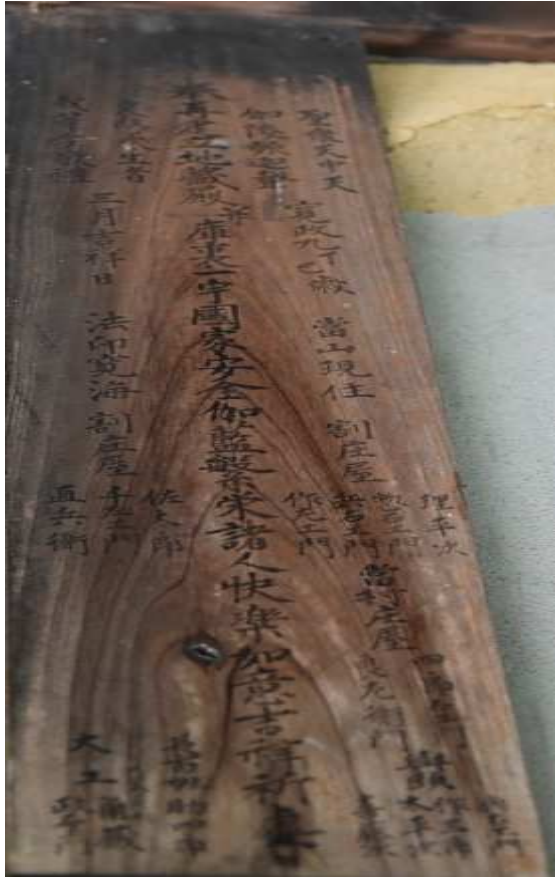
並瀧寺 鐘楼



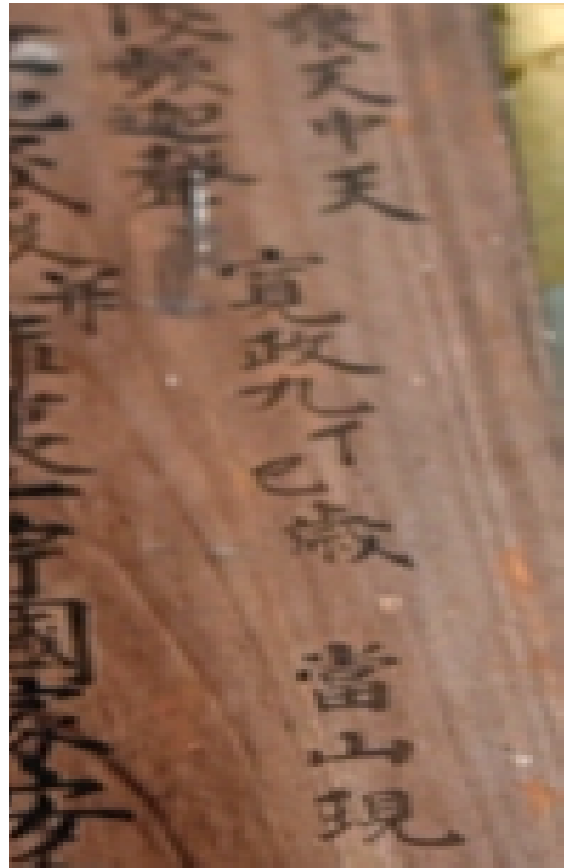
並瀧寺 仁王門



仁王像



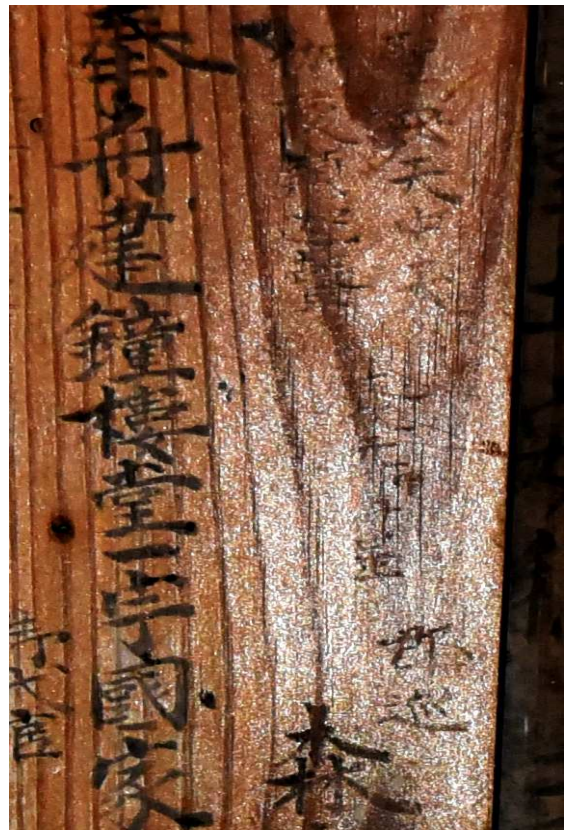
庫裏 棟札



庫裏 棟札 (拡大図)



鐘樓 棟札 (左側)



鐘樓 棟札 (拡大図)

平成29年8月17日

東広島市教育委員会 様

東広島市文化財保護審議会
会長 脇坂光彦



東広島市文化財の新指定について（答申）

平成29年7月6日付け及び平成29年8月17日付けで諮問のこのことについては、指定することが妥当と認めます。

◎諮問物件

	種別	名称	種類	員数	所在地	所有者	備考
1	市重文	並瀧寺本堂 附、本堂厨子、 金毘羅社、楼門 棟札2枚	建造物	1棟	東広島市 志和町 志和東 3439番地	宗教法人 並瀧寺 代表役員 三上 龍祥	【諮問】 H29.7.6付 東広教文第265号、 H29.8.17付東広教 文第344号
2	市重文	並瀧寺庫裏 附、鐘楼、仁王 門 棟札2枚	建造物	1棟	東広島市 志和町 志和東 3439番地	宗教法人 並瀧寺 代表役員 三上 龍祥	【諮問】 H29.7.6付 東広教文第266号、 H29.8.17付東広教 文第345号